に公布する。 電気事業法施行令の一部を改正する政令をここ

平成十一年十二月二十七日

御

名

御

内閣総理大臣 小渕

恵三

正する法律 (平成十一年法律第五十号)の一部の 政令第四百三十一号 内閣は、電気事業法及びガス事業法の一部を改 電気事業法施行令の一部を改正する政令

律第百七十号)第二十七条、第百六条第一項及び施行に伴い、並びに電気事業法(昭和三十九年法 第百十四条の規定に基づき、この政令を制定する。 の一部を次のように改正する。 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)

官

第一項第十四号」に改める。 第一条中「第二条第一項第十二号」を「第二条

月曜日

気事業者又は特定規模電気事業者」に改める。 第二条中「又は特定電気事業者」を「、特定電

に限る。)に掲げる事項」に改める。 定規模電気事業者にあつては、第一号及び第二号 第八条第一項中「次のとおり」を「次の各号(特

| 五項、第七項及び第八項、第十九条の二」に「第| 項」を加え、第四項及び第五項」を「第四項、第 り、第十三条第一項」の下に「、第三項及び第四 項まで及び第五項」を加える。 項、第三項、第四項及び第七項」に改め、第二十 二十二条第一項及び第五項」を「第二十二条第一 三条」の下に「、第二十四条の四第一項から第三 第九条の表第一号中「、第十二条第一項」を削

平成 11年12月27日

第一条 この政令は、 ら施行する。 (施行期日) 平成十二年三月二十一日か

> 内閣総理大臣 小渕 深谷 恵三 隆司

第二条 次に掲げる政令の規定中「第二条第一項 第八号」を「第二条第一項第十号」に改める。 (予算決算及び会計令等の一部改正) 予算決算及び会計令 (昭和二十二年勅令第

六号) 第百六十九条の表第二号八 百六十五号)第百二条の二第一号 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十

三 国有財産法施行令 (昭和二十三年政令第) 百四十六号)第十二条の三第三号

第三条 次に掲げる政令の規定中「第二条第一項 第七号」を「第二条第一項第九号」に改める。 (土地区画整理法施行令等の一部改正) 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第

一 大規模地震対策特別措置法施行令 (昭和五 十三年政令第三百八十五号)第四条第二十一

四十七号)第五十八条第四項

三 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五 (地方税法施行令の一部改正) 年政令第二百六十一号)第二条第六項第四号

第四条 地方税法施行令 (昭和二十五年政令第 に、「同項第十号」を「同項第十二号」に改める。 号」を「第二条第一項第十四号」に改める。 百四十五号)の一部を次のように改正する。 (建築基準法施行令の一部改正) |条第一項第八号」を「第二条第一項第十号」 第五十六条の三十二中「第二条第一項第十三 附則第七条第四項及び第十一条第一項中「第

第五条 建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第 定する電気事業」の下に(同項第七号に規定す る特定規模電気事業を除く。)」を加える 七号」を「第二条第一項第九号」に改め「に規 三百三十八号)の一部を次のように改正する。 第百三十条の四第五号ロ中「第二条第一項第

その審決 審決の内 第六条 道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百 七十九号)の一部を次のように改正する。 十号」を「同項第十二号」に改める。 第八号」を「第二条第一項第十号」に、同項第 (道路法施行令の一部改正)

第百三十八条第一項第二号中「第二条第一項

項第八号に規定する特定規模電気事業者を除 く。)」を加える 第一項第十号」に改め、電気事業者」の下に(同 第九条中「第二条第一項第八号」を「第二条

改める。

第七条 租税特別措置法施行令 (昭和三十二年政 う。)」を加える。 事業者をいう。第九項において同じ。)」の下に 「若しくは特定規模電気事業者(同法第二条第 者」を「、特定電気事業者」に改め、特定電気 令第四十三号)の一部を次のように改正する。 (租税特別措置法施行令の一部改正) 項第八号に規定する特定規模電気事業者をい 第五条の四第五項中「若しくは特定電気事業

をいう。)」を加える。 条第一項第八号に規定する特定規模電気事業者 下に「若しくは特定規模電気事業者(同法第二 電気事業者をいう。第十項において同じ。)」の 事業者」を「、特定電気事業者」に改め「特定 第二十七条の五第五項中「若しくは特定電気

号に規定する電気事業者」を「第二条第一項第 る特定電気事業者」に改める。 規定する卸電気事業者又は同項第六号に規定す 二号に規定する一般電気事業者、同項第四号に 第四十七条の七第一項中「第二条第一項第八

第八条 小笠原諸島の復帰に伴う大蔵省関係法令 年政令第二百二号)の一部を次のように改正すの適用の暫定措置等に関する政令 (昭和四十三 用の暫定措置等に関する政令の一部改正) (小笠原諸島の復帰に伴う大蔵省関係法令の適

項第十号」に改める。 二項中「第二条第一項第八号」を「第二条第 号」を「第二条第一項第九号」に改め、同条第 第十九条第一項第四号中「第二条第一項第七

(都市計画法施行令の一部改正)

第九条 都市計画法施行令 (昭和四十四年政令第 百五十八号)の一部を次のように改正する。 第一条第一項第三号及び第二十一条第十四号

九号」に改め、に規定する電気事業」の下に(同 中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第

> く。)」を加え、「同項第十二号」を「同項第十四項第七号に規定する特定規模電気事業を除 号」に改める。

(都市緑地保全法施行令の一部改正)

第十条 都市緑地保全法施行令 (昭和四十九年政 令第三号)の一部を次のように改正する。 電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の」 **『記事業、印電気事業又は特定電気事業の」に第二条第二十八号中「電気事業の」を「一般**

(発電用施設周辺地域整備法施行令の一部改

第十一条 和四十九年政令第二百九十三号)の一部を次の、十一条 発電用施設周辺地域整備法施行令 (昭 ように改正する。

定する特定規模電気事業者、 (公害健康被害の補償等に関する法律施行令の でする特定規模電気事業者、同項第十二号」に第一条中「同項第十号」を「同項第八号に規

第十二条 公害健康被害の補償等に関する法律施 行令 (昭和四十九年政令第二百九十五号)の一 部改正)

部を次のように改正する。 第三十九条第二項中、第二条第一項第十二号」

を「第二条第一項第十四号」に改める。 (電源開発促進税法施行令の一部改正)

年政令第三百三十九号)の一部を次のように改第十三条 電源開発促進税法施行令(昭和四十九 正する。

第二条中「第三項」を「第六項」に改める。

第十四条 電源開発促進対策特別会計法施行令 のように改正する。 (昭和四十九年政令第三百四十号)の一部を次 (電源開発促進対策特別会計法施行令の一部改

を「同項第十二号」に改める。 第三十号中「卸電気事業者をいう。)」の下に いう。第三十号において同じ。)」を加え、同項 いて同じ。)」の下に「又は特定規模電気事業者 (同項第八号に規定する特定規模電気事業者を 「、特定規模電気事業者」を加え、同項第十号」 第一条第一項第二十二号ロ中「第三十号にお

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部

第十五条 石油コンビナート等災害防止法施行令 のように改正する。 (昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次